#### しんきん成年後見サポート

# 家族信託 のご案内

切 なもの

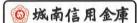


こんな方におすすめです

- 高齢になった父親に代わって、父親が所有している物件の建替えを行いたい
- <u>●</u>障がいを持つ子どもがいるが、自分が側にいられなくなってからの生活が心配だ
- ●子のいない息子(兄)の死後、息子に遺した財産を娘(妹)の子に継がせたい

<しんきん成年後見サポートをささえる5つの信用金庫>







詳しくは中面を -

## こんなお悩みを解決できます

事 例

01

#### (2) 息子さんからの相談

高齢になった父親が築30年を経過した賃貸物件を所有しているが、最近、父親が物忘れするようになり、このままでは建替えができなくなるのではないか心配だ。

#### 🅐 家族信託による解決策

問題点

父親が認知症等により判断能力が衰えた場合、父親による金融機関からの資金の借入れや賃貸物件の建替えの契約ができなくなってしまうため、このままでは、相談者である息子が当該物件を相続するまで凍結状態になってしまいます。

対応例

当該賃貸物件について、父親を「委託者」、息子を「受託者」、父親を「受益者」とする家族信託契約を結ぶとともに、父親から息子に当該賃貸物件についての移転登記を行います。

結果

これにより、当該不動産の所有権や管理処分権が 父親から息子に移りますので、父親の判断能力が 衰えても、息子が金融機関からの資金の借入れや 賃貸物件の建替え、売却の契約を行うことができ るようになります。 事例

02

#### ② 高齢の女性からの相談

息子と娘がいるが、娘には障がいがあるため 一緒に暮らして自分が面倒を見ている。もし、 自分が娘の面倒が見られなくなったら、娘の 生活が心配だ。

#### ( ) 家族信託による解決策

問題点

障がいのある娘は金銭管理が困難であるため、 生活できなくなる可能性が高いです。

対応例

母親を「委託者」、息子を「受託者」、娘を「受益者」 とし、毎月、娘の生活に必要な金額が娘の預金 口座に入金されるような家族信託契約を結び、 母親の財産のうち、娘のために利用する財産を 信託します。

結果

これにより娘は、後見や介護などのサポートを受けながら生活していくことができるようになります。

事 例

03

#### 👤 高齢の男性からの相談

自分はまだ元気なので所有している賃貸物件 を自分で管理していきたいが、将来突然、自分 で管理ができなくなった場合が心配だ。その 時には息子に任せたい。

#### 🅐 家族信託による解決策

問題点

父親から息子への賃貸物件の管理の交代時期が 問題になります。

対応例

賃貸物件について、父親を「委託者」および「当初 受託者」、息子を「第二次受託者」、父親と母親を 「受益者」とし、父親が認知症などにより判断能 力が衰えて賃貸物件の管理が不可能になるまで は父親が管理し、不可能になった場合は、息子に 賃貸物件の管理を任せるいう家族信託契約を結 びます。

結

これにより、父親は、当面は自分で賃貸物件を管理 することが可能です。将来、父親の判断能力が衰え た時には、賃貸物件の管理を息子にスムーズに交 代できます。 事 例 ①<br/>
<br/>

#### ② 高齢の男性からの相談

息子と娘がいるが、息子夫婦には子供がいないため、息子に引継いだ財産については、息子が亡くなった場合は、娘の子供(孫)に継がせたい。

#### ● 家族信託による解決策

問題点

自分の財産を直系の親族に引継ぐことが可能かと いうことが問題になります。

対応例

所有財産について、父親を「委託者」、娘を「受託者」、父親を「当初受益者」、息子を「第二次受益者」、娘の子供(孫)を「最終財産の帰属権利者」とする家族信託契約を結びます。

結果

これにより、自分の財産は、息子の嫁の親族に渡ることはなく、自分の直系親族に引継がれることになります。

## 家族信託で

## いざという時のために備えを。

### \もし親が認知症になったら/

たとえ家族でも、「本人のお金を引き出すこと」も、介護費用に充てるために「本人の自宅を貸したり、 売ったりすることも」できなくなってしまいます。本人はもちろん、家族も困ってしまいます。

## 一へそんな備えに 家族信託

家族信託は、本人の代わりに財産の管理や運用を任せる人を決めて、確実に実行してもらうための 家族間の信託契約です。こうすることで、本人の判断能力がなくなった後でも、家族が継続的に財 産管理を行って、預金の引出しや、自宅、アパートの管理・修繕や売却などができるようになります。 いざという時に備えて、しんきん成年後見サポートに「家族信託」をご相談下さい。

### 家族信託とは? 4 つのポイント

#### 4N109

**01** 財産の管理や処分を託す人を「委託者」、託される人を「受託者」、託された財産から収益を受ける人を「受益者」として、公証役場で契約を結びます。

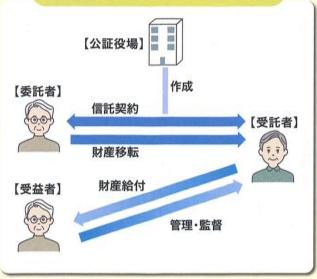
#### 4N109

■記知症などにより判断能力が衰え、 自分では財産を管理、処分できなくなる 場合に備えて、信頼できる家族などを「受託 者」として財産の管理や処分について託す 契約です。

#### 4N109

**03** 家族信託は、遺言の機能があるうえに、孫などの二次相続以降の資産の承継先まで自分で指定することができます。

#### 一般的な家族信託の仕組み



#### 4N109

04 成年後見制度では、自分の財産は自分のためにしか使えませんが、家族信託は、判断能力が衰えた後でも、自分の財産を家族のためにも使えます。

#### その他サービスのご案内

法定後見

認知症などにより判断能力 が衰えた場合に、本人、親 族、市区町村長などが、家庭 裁判所に後見の申立を行い、 家庭裁判所が後見人を選任 し、後見人はご本人の希望を 尊重しながら、財産管理や身 上監護を行います。

#### 任意後見

ご本人の判断能力があるう ちに、認知症などにより判断 能力が衰えた場合に備え、 信頼できる人に後見人に なってもらう契約を公正証 書によって結ぶものです。

「家族信託」の他にも高齢者に関連した 各種ご相談に対応しています。

#### 公正証書遺言

ご本人の判断能力があるう ちに、公証役場で公証人に 作成してもらう遺言です。 遺言書の原本は、公証役場 に保管されますので、紛失 や偽造の心配もない最も確 実な遺言です。

#### 死後事務委任

ご本人が亡くなった後に行 う各種支払い、監督官庁へ の手続き、葬儀、納骨、埋 葬、永代供養などの事務に ついて、信頼できる人に代 理権を与えて行ってもらう 契約です。

#### 家族信託は私達にお任せください!

一般社団法人 しんきん成年後見サポート 理事長

## 吉原 毅

#### 小泉純一郎名誉所長との講演会を実現

2010年に理事長に就任したことをきっかけに「脱原発」を掲 げ、全社を挙げてクリーンエネルギー推進に取り組む。志を同 じくする小泉純一郎城南総合研究所名誉所長とともに講演会 を実施し、全国各地にその重要性を広めた。こうした活動は高 い関心を持って迎えられ、多くのメディアにコメンテーターと して出演した。

#### 多数の書籍を執筆

活動の幅広さから、クリーンエネルギー、金融施策に関わるも のから学校教育に切り込むものまで、著書の内容は多岐に渡 る。2015年に「一般社団法人 しんきん成年後見サポート」(業 界初)を設立してからは業界誌に成年後見について提言が掲 載されるなど、各方面から注目を集めた。







1955年(昭和30年)生まれ。日本の実業家、城南信 用金庫元理事長、名誉顧問。2011年3月11日の東日 本大震災に接し、「原発ゼロ」を城南信用金庫の経 営方針に掲げる。2012年11月に城南総合研究所を 設立し、名誉所長に加藤寛、小泉純一郎を迎える。 2015年1月金融界初の成年後見法人である一般社 団法人しんきん成年後見サポートを設立し理事長 に就任。高齢者福祉についての意識が遅れていた 金融界で、成年後見と家族信託の分野で啓蒙活動 に努める。2016年には家族信託普及に関する論文 を金融財政事情に発表、また最高裁や日弁連、内 閣府と連携し、後見支援預金を提言し、同商品案 は2017年3月に閣議決定された成年後見制度利 用促進基本計画に盛り込まれた。

#### 私たちもサポートいたします!

遠藤家族信託法律事務所 遠藤 英嗣 弁護士



日本における「家族信託」の権威。最高検察庁検事、 釧路・長野・高松地方検察庁の検事正を務め、退官後 は株式会社野村資産承継研究所理事、日本公証人

証書、任意後見契約などを3,000件以上作成。 主な著書に、『全訂新しい家族信託一遺言相続、後 見に代替する信託の実際の活用法と文例一』、『家族 信託契約一遺言相続、後見に代替する信託の実務 一』、『高齢者を支える 市民・家族による 新しい地域 後見人制度』がある。

連合会常務理事、日本成年後見法学会理事。遠藤家

族信託法律事務所を開設し、家族信託や遺言公正

金森民事信託法律事務所 金森 健一 所長弁護士



信託会社(信託専業会社)にて、設立・運営業務(ライ センス取得、当局対応、コンプライアンス)、商事信託 業務(ストラクチャーの構築・契約書起案、受託者と しての取引交渉等)、民事信託(家族信託)に関する 設定支援・運営助言業務等に関する各法務に従事。 2021年4月より、信託に特化した法律事務所を開設。 商事信託実務が得意とする緻密さ・厳格さを、民事 信託特有のリスク・コントロールに応用することを強 みとする。著書に、『弁護士専門研修講座 民事信託 の基礎と実務』、『よくわかる民事信託-基礎知識と 実務のポイント』、『賃貸アパート・マンションの民事 信託実務』(いずれも共著)がある。

OAG税理士法人

#### 奥田 周年 税理士

1965年生まれ。茨城県出身。1988年、 東京都立大学経済学部卒業。1994年、 OAG税理士法人(旧·太田細川会計事 務所)入所。1996年、稅理士登録。



2018年、行政書士登録。現在、OAG税理士法人チーム相続の リーダーとして、相続を中心とした税務アドバイスを行うとと もに、相続・贈与等の無料情報配信サイト「アセットキャンパ スOAG」を運営。また、同グループの株式会社OAGコンサル ティングにて事業承継のサポートを行う。主な著書に、『身近 な人の遺産相続と手続き・届け出がきちんとわかる本』(日本 文芸社) 『図解と事例でよくわかる 都市型農家の生産緑地対 応と相続対策』『家族に頼らない おひとりさまの終活 ~あな たの蕁厳を託しませんか』(いずれもビジネス教育出版社)、監 修に『身内が亡くなった時の手続きハンドブック』(日本文芸 社) 『親が認知症と思ったら できる できない 相続(暮らしと おかね Vol.7)』(ビジネス教育出版社)「相続実務全書(ぎょう せい)」、「法人税の最新実務Q&Aシリーズ 借地権(中央経 済社)」など。



一般社団法人 しんきん成年後見サポート **203**(3493)8147

〒141-8710 東京都品川区西五反田7-2-3